

(意見 1)

令和 6 年度東淀川区政会議第 2 回教育予算（意見聴取会）の意見と対応一覧における別紙 4 の「児童虐待と「泣くこと」を結びつけるデータ他資料議事がなく、東淀川区が「こども家庭審議会の資料（令和 5 年 9 月）」うちの、どの箇所を差してこの回答をしているのかが確かめられない」件について回答いただきましたことについてです。

今回いただいた回答では、本事業の趣旨である児童虐待防止とこどもが泣くことを結びつける根拠が示されませんでした。子ども家庭審議会、令和 5 年 9 月に児童虐待防止対策の資料とその概要と考察では、この調査結果の解釈に当たっては留意が必要であるとただし書があります。担当課がこの資料を解釈するに当たり、どのような点を特に留意したのかについて質問します。

まず、私からこの資料について意見を述べます。

この資料の留意すべき点は、これは死亡例のみを取り扱った資料であるということ、調査における有効回答数が極端に少ないため、分析が一般化できないということです。加害の状況としてある「泣き止まない」が最も多いとしても、それは全体のたった 2 割となっています。このたった 2 割を見ればこどもが泣き止まないことを原因として児童虐待が発生する場合もあると、このように解釈することはできますが、児童虐待の原因とはこどもが泣き止まないことであると説明できるその根拠を示す数値であるとは到底言えません。他 8 割の様々な要因があることのほうを十分理解する必要があるし、数としてもそちらのほうが多いということです。

つまりはたった 2 割に着目し、それに特化したアプローチのみを虐待防止策とした場合は、他 8 割の虐待原因が見過ごされるということになります。それでは虐待防止にはなり得ません。それが留意すべき点と考えます。

また、回答として資料を示す場合はタイトルをつけて示してください。子ども家庭審議会にもそれぞれ部会、分科会がありますので、その資料は膨大です。その中から勝手に見つけるというのでは随分といじわるですねと思いました。問い合わせましたが、回答もございませんでした。

そして行政が主導して児童虐待がこどもが泣くことに親が対応できないことであるという根拠のない言説を流布しますと、地域や家族間に子育てをする当事者にも子育てへの無理解を増長させることになるのではと懸念します。こどもは常に成長しますので、親の工夫や対処が常に追いつかないものですし、それが子育ての実態であると思います。

また、リアルケアベビーですが、ここにいる皆さんもそれを見ればおのずと分かることだと思うのですが、これは数分程度体験すれば育児に自信がつく、そんなツールではありません。これは確かに育児をイメージするためのツールではありますが、育児の手法を学ぶ要素はないです。これは育児のストレスを体験する道具です。そしてたった数分程度あるいは数十分程度ではそれすら体験できません。

回答の中には、育児する家庭の孤立化を防ぐともありますが、この講座に夫や祖父母を伴って参加することができる家庭よりも、この講座に夫や祖父母を伴って参加できない家庭のほうの方がより孤立していると言えます。この講座ではそういった層がほぼ自動的に排除されています。つまりはこの講座に参加していただかないで、最もサポートが必要な層の孤立化を防ぎようがありません。

児童虐待は、こどもにとっても家庭にとっても地域にとってもダメージが深く、その防止に取り組むべき意義がテーマにありますし、人にとって社会にとっても重要な問題です。キャッチーな見掛け倒しのものでなく、誠実に真面目に根拠を持って現実的に取り組んでいただきたいと思います。

(回答 1)

・委員ご指摘のとおり、児童虐待は子どもの心身の安全を脅かすもので家庭や地域への影響も大きく、その未然防止や対応は重要な課題であると、区役所としても認識しています。

・既に課題を抱えている妊婦や子育て世帯に対しては、区役所において子育て支援室や保健師等による相談窓口を開設しており、気軽にご利用いただけるよう啓発に努めているほか、乳幼児健診等を通じてその把握に努め、個別に対応しています。また、地域においては、子ども・子育てプラザや、地域子育て支援センターといった子育て支援機関により、子育て相談を受けています。

・児童虐待の原因には様々なものがあり、その未然防止には、相談内容に応じた、きめ細かな対応が必要となります。その中でも重篤・重大な案件である「死亡事例」の最も多くのきっかけとなった「泣き声」「泣き止まないこと」をテーマにすることは、虐待を未然に防止するために必要かつ重要なものの一つであると理解しています。

・当区における子育て応援事業は虐待の未然防止を目的にしていますので、参加された時点では特段の課題を抱えていなくても、出産後に起こり得るリスク（泣き声等に対応できないなど）を減らすことができるものと考えています。

・実際に、参加者のアンケートを見ると「泣き声を事前に体験することができてためになった」「先に体験できてイメージがついて良かった」等の声をいただいております、たとえ時間は短くとも、体験したことの効果・成果は出ているものと認識しています。

(参考資料)

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 19 次報告）の概要）こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和 5 年 9 月】

(意見 2)

令和 6 年度東淀川区政会議第 2 回教育予算（意見聴取会）の意見と対応一覧における別紙 1 の質問内容が一部削除されているのですが、担当課に問い合わせると、総合企画より、そのままきたデータということで伺いましたので、総合企画のほうにお伺いすればいいのでしょうか。削除された部分を説明します。

「リアルケアベビーを販売する日本ライトサービス株式会社にとって販売する商品の誇張虚偽の紹介等はその違法性を問われることでもあり、東淀川区行政がその商品について事実と異なることを知りながら故意に事実と異なることを広報することは、その商品を販売する日本ライトサービス株式会社の信頼を損ないます。販売会社が求める訂正を故意に怠る東淀川区行政の事務が民間企業への信用毀損や偽計業務妨害にあたる可能性について、現東淀川区区長と前東淀川区区長に見解を求めます。」

この部分が削除されている理由をご説明ください。

(回答 2)

いただいたご質問につきまして、回答様式に転記する際に記載を漏らしてしまっておりました。貴重なご意見の記載を漏らしてしまい申し訳ありません。今後こういうことがないよう、ダブルチェックを実施するなど、慎重に業務を進めてまいります。質問に対する回答は下記のとおりです。

・本事業の検討段階で、リアルケアベビーを購入するにあたり、この製品の先行活用事例の資料を確認したところ、複数の事業において「人工知能を搭載した」旨の表現を確認し、A I を搭載している製品であると、当時は認識しておりました。

・令和5年8月から本事業を実施しておりますが、令和5年11月にリアルケアベビーを取扱う業者が、ホームページにおいて「人工知能を搭載していない」旨の記事を公表している旨把握しました。

・しかし、既に事業を開始し、広報紙やホームページ等によりその名称で広報・周知・参加者募集しており、事業名称等を途中で変更することは、参加者や参加を検討されている方が混乱されることを懸念し、令和5年度については、事業名称等の変更は行いませんでした。

・令和6年度から、事業名称及びその説明にあたっては、「人工知能」「A I」という表現は使わないように変更しています。本件については、現在、事業者や区民から被害等の訴えは来ておりません。当区としては、意図的に誤解を招く表現を使用したものではありませんが、事業者等からご指摘等ありましたら真摯に対応させていただきたいと考えています。今後は、事業名称や内容の説明に当たっては、あらゆる角度から慎重に検討し、誤解を招くことのないよう留意してまいります。